

【事案Ⅱ-10】後遺障害共済金請求

・ 平成 25 年 12 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

生命共済加入者が、約款・事業規約で定める第 1 級後遺障害の状態（両眼の視力が 0.02 以下になったもの）になったとして後遺障害共済金を請求したが、共済団体が契約前発病を理由に共済金支払対象外としたことを不服とする申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、生命共済の後遺障害共済金 3,000 万円を支払え、また慰謝料 500 万円および年 6 分の利息を支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は平成 2 年 4 月に生命共済に加入。加入時に申立人が「フックス角膜内皮変性症」に罹患していた旨を告知の上、契約は有効に成立。
- (2) 「緑内障」により両眼失明し、後遺障害共済金を請求したところ、責任開始前より発症の「フックス角膜内皮変性症」と「緑内障による両眼失明」とが因果関係ありとして請求は棄却されたが、主治医は、申立人の両眼失明の原因は緑内障であること、および申立人の「フックス角膜内皮変性症」と「緑内障」とは因果関係はなく、「フックス角膜内皮変性症」だけでは失明とはなりえないと言っている。

<共済団体の主張>

申立人の請求は棄却する、との判断を求める。

- (1) 契約加入時の告知書に申立人が既に「フックス角膜内皮変性症」を罹患していたとする告知は見られない。
- (2) 共済金請求の対象となった視力障害とフックス角膜内皮変性症には因果関係がある。申立人は視力障害の原因を専ら緑内障のみに限定しているが、フックス角膜内皮変性症はそれのみでも手動弁ないし光覚弁にまで視力が低下する疾患である。
- (3) 申立人は昭和 61 年の初診時に既に視力が右 0.1、左 0.01 まで低下していたことから、視力障害がフックスに起因していないとは認められない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 昭和 61 年以降後遺障害診断日である平成 22 年 6 月に至るまでの申立人

の両眼についての治療の経過、申立人主治医の見解および医学上の経験則によれば、申立人が現視力状態に至った原因に関し、以下のとおり判断できる。

① フックス角膜内皮変性症は、遺伝性異常により角膜内皮が傷害される疾患で、内皮機能が障害され水疱性角膜症に至り、視力が強度に低下し、視力が手動弁ないし光覚弁に至るとされる。この角膜内皮傷害を止める治療法は現在、存在せず、角膜移植以外に低下視力を回復する方法はないが、移植角膜の透明性維持には限界があり、いずれは内皮機能不全による水疱性角膜症を再発して視力低下に至り、回復するための角膜移植を繰り返せば、角膜移植の術中操作あるいは術後点眼による眼圧の上昇を来す可能性が高まる。

② 申立人は、昭和 61 年 9 月 A 眼科受診時にフックス角膜内皮変性症と診断され、視力が右眼 0.1、左眼 0.01 の状態で、同年 5 月 B 病院にて両眼遺伝性角膜変性症として治療を受け、昭和 62 年 5 月に左眼角膜移植、平成 2 年 4 月に両眼角膜移植を受けたことなどに照らせば、本件契約成立時点（平成 2 年 4 月 2 日）において、申立人のフックス角膜内皮変性症は相当程度に進行しており、単なる潜在的疾患の程度を超え、角膜混濁、水疱性角膜症など具体的症状を伴う「疾病」の状態に至っていたものと判断される。

③ 申立人が現視力状態に至った直接の原因は、フックス角膜内皮変性症に基づく角膜混濁と緑内障に基づく視神経萎縮が合わさってのものと認めるべきところ、緑内障とフックス角膜内皮変性症との関係については、フックス角膜内皮変性症による視力低下を回復するため繰り返し行った角膜移植による術中操作やステロイド点眼を原因として眼圧の上昇をもたらしたことにより緑内障を発症したもの（続発性緑内障）であると判断するのが相当である。つまり、この緑内障はフックス角膜内皮変性症の治療のため不可避的にもたらされた結果であると認められる。

主治医の「フックス角膜内皮変性症と緑内障の間には因果関係がない」旨の発言、「角膜混濁と緑内障の間には直接的な因果関係はない」、「視神経萎縮とフックス角膜内皮変性症の間には因果関係がない」旨の記載については、フックス角膜内皮変性症自体の進行により緑内障ないしそれに基づく視神経萎縮に至ることはない旨を指摘したものと解され、上記のとおり、申立人の緑内障が角膜移植による二次的疾病であることを否定するものではない。

(2) 上記(1)により、申立人の現視力状態が、申立人が本件契約成立前から罹患していたフックス角膜内皮変性症という疾病に基づくものであると判断される以上、本件契約の成立以後に生じた疾病または傷害によるものということとはできないものと解すべきであり、本件契約約款・事業規約第 10 条第 1 項に定める支払事由に該当するものとは認めることができず、申立てに係る共済金の請求を認容することができない。また、慰謝料の請

求及び遅延損害金の請求も、その前提を欠き、認容することができない。